

レセプトグループ

# 医療機関を受診する際の注意点について

## ～こんな時どうしたらいいの？～

※健康保険証等…マイナ保険証、資格確認書、現行の保険証



それでは、レセプトグループより、保険証等の使い方についてご説明させていただきます。

## 保険証の使い方 ～医療機関等を受診する場合～

- 受診時は毎回保険証を提示してください。
- 通院中で退職・扶養家族を抜ける等健康保険が変わる場合は、医療機関窓口はその旨を伝えてください。
- 70歳以上の方は、医療費の負担割合が異なるため、受診時には保険証と一緒に「高齢受給者証」を提示してください。
- 仕事中や通勤途中のケガは、医療機関窓口はその旨を伝え、保険証を提示せず、労災保険で受診してください。



従業員様の中には、把握されていない方もいらっしゃるかと思いますので、周知いただきますようお願いいたします。

## 保険証の使い方 ～医療機関等を受診する場合～



### 受診時は毎回

マイナ保険証、資格確認書、  
保険証のいずれかを提示してください。



### 通院中で退職・ 扶養家族を抜ける等

健康保険が変わる場合は、医療機関窓口  
にその旨を伝えてください。



また、保険資格に変更があった場合にはすみやかな手続きを  
行っていただき、医療機関窓口はその旨を伝えてください。



## 保険証の使い方 ～医療機関等を受診する場合～

- 受診時は毎回保険証を提示してください。
- 通院中で退職・扶養家族を抜ける等健康保険が変わる場合は、医療機関窓口はその旨を伝えてください。
- 70歳以上の方は、医療費の負担割合が異なるため、受診時には保険証と一緒に「高齢受給者証」を提示してください。
- 仕事中や通勤途中のケガは、医療機関窓口はその旨を伝え、保険証を提示せず、労災保険で受診してください。



上記の項目を行っていただかないと医療費の一部もしくは全額を負担いただく可能性がございます。



上記項目を行っていただかないと、医療費の一部もしくは全額を負担いただく可能性がございます。

## 保険証の使い方 ～他人の行為でケガをした場合～

- 医療機関等の窓口で第三者行為（他人の行為）によるケガや病気である旨をお伝えください。
- 協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」を提出ください。



医療機関を受診する際に窓口で第三者行為によるケガ等での受診である旨を伝えていただく必要があります。

## 保険証の使い方 ～他人の行為でケガをした場合～

- 医療機関等の窓口で第三者行為（他人の行為）によるケガや病気である旨をお伝えください。
- 協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」を提出ください。

### 届出が必要な事例



車両・自転車同士  
による事故



暴力行為  
による障害



他人のペットに  
咬まれた



自損事故車に  
同乗していた



飲食店での食事  
による食中毒

など

他人の行為によるケガや病気の治療費は、加害者が支払うことが原則です。



他人のペットに噛まれる、飲食店での食事による食中毒など  
相手がいる場合は届出が必要となります。

# ✓ 誤った保険証の使い方していませんか？

## 誤ったCASE 1

### 仕事中・通勤途中のケガで保険証を使用してしまった

- 仕事中のケガも健康保健が使用できると思っていた。
- 通勤途中のケガは仕事中ではないため使用できると思った。

**業務災害・通勤災害に該当する場合には保険証等は使用できません。**

**判断が難しい場合は、管轄の労働監督署にご相談ください。**

※ただし、被保険者5人未満の法人役員であって、一般従業員が従事する業務と同一である業務を遂行している場合、その業務に起因する病気、ケガなどは、健康保険の給付対象となります。



通常、業務災害・通勤災害に該当する場合、  
保険証等は使用できません。

# ✓ 誤った保険証の使い方していませんか？

## 誤ったCASE2

### 退職後に保険証等を使用してしまった

- 月の途中で退職した場合は、月末まで使用できると思っていた。
- 退職後も新しい健康保険の保険証等が届くまでは使用できると思っていた。

**退職や扶養家族から抜けると保険証等は使用できなくなります。**

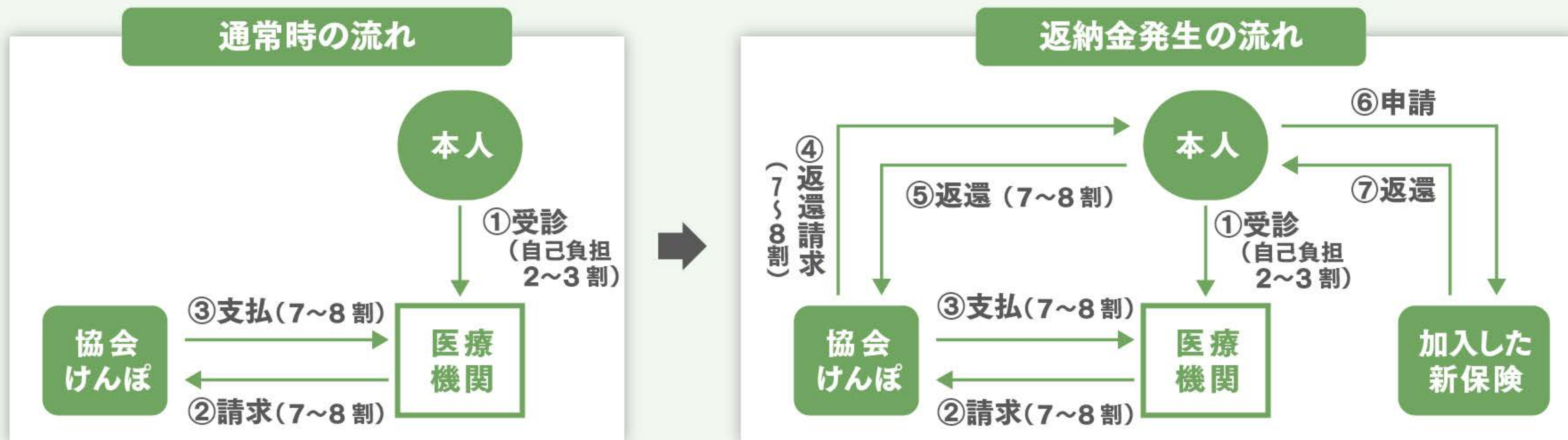
**誤使用を防ぐためにも、現行の保険証、  
資格確認書の回収・返却にご協力をお願いします。**



通常、退職し、資格喪失となった場合は、  
お持ちの保険証等は使用できなくなります。

# 資格喪失後の受診による返納金について

## 返納金発生の流れ



中には数年さかのぼって資格を喪失されたため、返納金額が数百万円となるケースも発生しています。

## 資格喪失後の受診による返納金について

### 資格喪失後の受診による返納金

資格喪失後に保険証等を使用した場合、協会けんぽが医療機関へ支払った医療費は返納金として本人へ請求することになります。

近年、さかのぼって資格を喪失される事例が多発しています。

数年間さかのぼって資格を喪失した場合、

高額な返納金が発生する可能性が高くなります。

また、受診日から一定の期間が経過すると新しく健康保険に加入していても、返還を受けられないこともあり、大きな負担となってしまいます。



時効のため返還を受けることができず  
大きな負担となることがありますので、ご注意ください。

## 資格喪失後の受診による返納金について

### 発生状況

令和4年度 返納金額

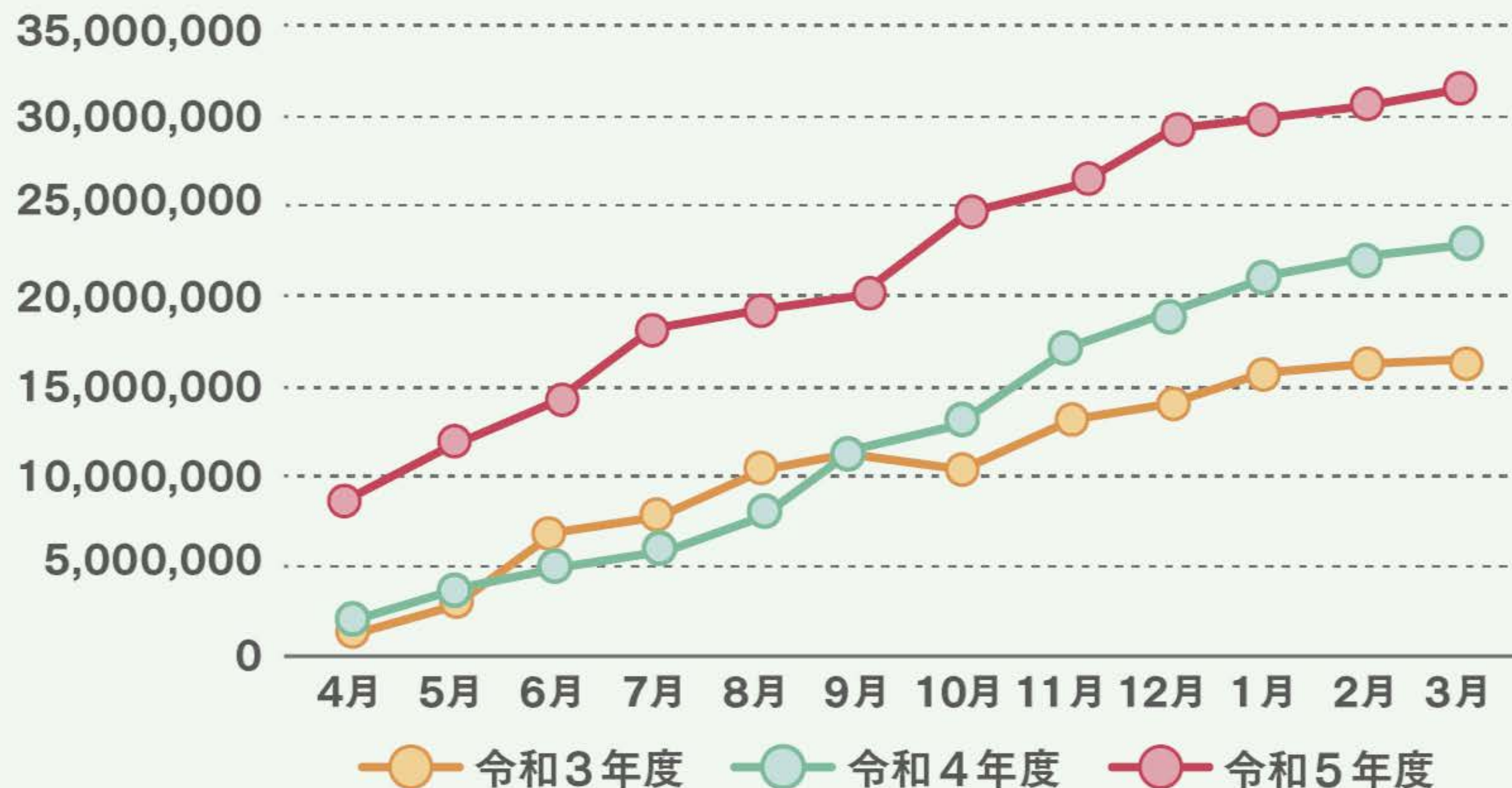
22,574,616円

令和5年度 返納金額

31,615,252円

約904万円増加

### 資格損失後受診を理由とする返納金額



令和4年度から令和5年度にかけては  
約904万円も増加しています。

## 資格喪失後の受診による返納金について



### ご注意ください

資格喪失後受診による返納金を返還いただけない  
場合、皆様の保険料が使われることになります。  
まずは、発生させないためにも**退職後必ず保険証は  
使用せずに回収・返却**いただきますようお願いいたします。



まずは、発生させないためにも退職後必ず保険証等は  
使用せずに回収・返却いただきますようお願いいたします。